新たな再生利用個別指定制度の概要（平成２３年４月１日施行）

１　新制度の目的

優良な事業者による産業廃棄物の再生利用事業について、知事が申請に基づいて事業計画を審査し事業者を指定することにより、廃棄物処理法の規制緩和等の優遇措置を講じ、産業廃棄物の再生利用を促進する。

２　新制度の概要

（１）指定の対象となる廃棄物

再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物

（２）指定の対象者

法令遵守の徹底した再生輸送業者、再生活用業者

（３）事業計画の作成

排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者は、共同して対象産業廃棄物の再生利用に係る事業計画を作成。

（４）優遇措置の内容

ア　排出事業者は、マニフェストの発行が不要となる。
イ　再生輸送業者は、収集運搬業の許可が不要となる。
ウ　再生活用業者は、処分業の許可が不要となる。
エ　産業廃棄物の処理物は、適正な再生品として認定される。

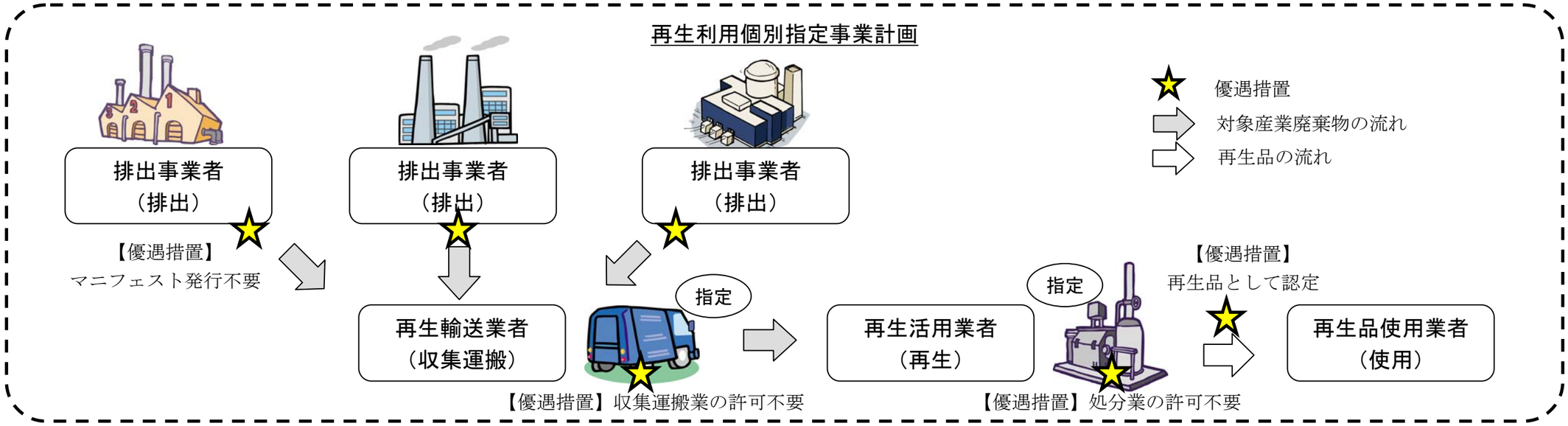

３　新制度の主な内容

			内容
事業計画			排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者は、共同して再生利用個別指定事業計画を作成。
指定期間			５年間
指定の対象廃棄物			再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物
指定基準	欠格要件	対象者	排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者
		内容	①廃棄物処理法の欠格要件（禁固以上の刑等）【＝産廃処理業の欠格要件】 ②改善命令等の不利益処分を受け、５年を経過していない者【＝優良産廃処理業者の遵法要件】 ③廃棄物処理法及び廃棄物条例の規定（重要なものに限る。）に違反して勧告を受け、５年を経過していない者
	能力基準		①産業廃棄物の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること【＝産廃処理業の能力基準】
			②経理的基礎を有すること【＝産廃処理業の能力基準】
		施設基準	再生に適する処理施設・収集運搬に適する車両を有すること【＝産廃処理業の施設基準】
		再生品の基準	再生品は、日本工業規格その他これに準ずる規格に適合していること※
			埋め戻し材（建設汚泥処理土等を除く。）については、当該埋め戻し材が由来する鉱物（これと同一の種類のものを含む。）の採取地に戻して埋め戻すこと
		その他	再生活用の過程で生じる産業廃棄物の処理を適切に行うこと等
変更の指定			指定を受けた者は、次の事項を変更する場合、変更の指定を受けなければならない。 ①対象産業廃棄物の種類、再生輸送の区分及び再生活用の区分 ②再生品の種類及び使用の方法 ③排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者の追加
指定の取消			指定基準に適合しなくなったとき等は、指定を取り消される場合がある。

※日本工業規格その他これに準ずる規格がない場合には、愛知県再生利用指針の定めるところによる。